

## 5-1 景観に配慮したまちづくり

### ①景観法（平成16年法律第110号）の概要（平成17年6月1日全面施行）

#### ●景観法の目的

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図ることを目的としています。

#### ●景観法の仕組み～景観行政団体と景観計画～

#### 景観行政団体

市町村が景観行政の担い手となるような仕組み

- 都道府県、政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体となる。
- その他の市町村は、都道府県との協議により景観行政団体となる。



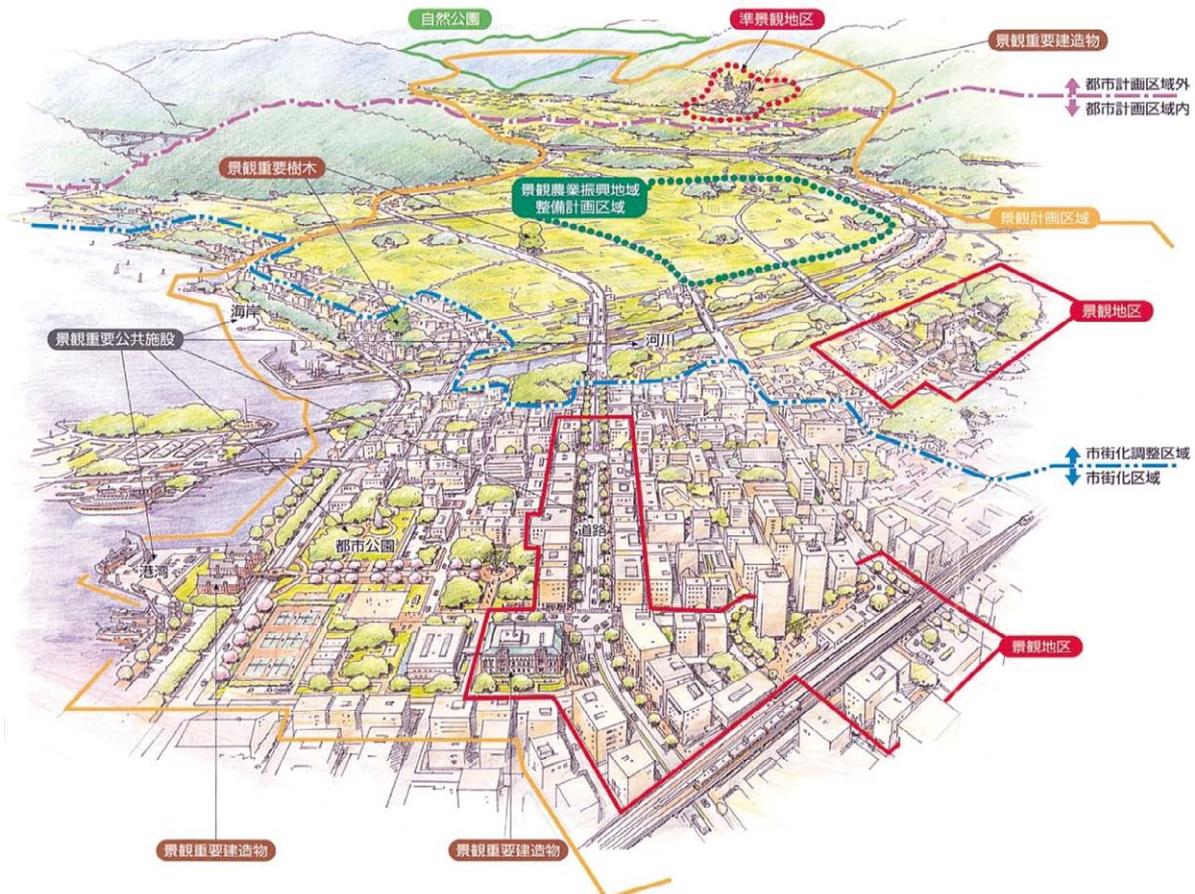
現在、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、むつ市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、佐井村及び県が景観行政団体となっています。

#### 景観計画

景観行政団体が景観法に基づき定める「良好な景観の形成に関する計画」

#### 景観計画に定める主な事項

- ・景観計画区域
- ・良好な景観に関する方針
- ・良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
- ・屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項
- ・道路、河川、都市公園、港湾など景観重要公共施設の整備に関する事項
- ・景観重要公共施設の占用許可等の基準で、良好な景観の形成に必要なもの



②青森県景観条例（平成8年3月青森県条例第2号）

青森県は、四季が表情豊かに移りゆき、緑豊かな山脈（やまなみ）、清らかな水のあふれる川や湖、変化に富んだ海岸線などの美しい自然の景観を有しています。また、遠い縁（えにし）の優れた歴史的・文化的遺産、独特な田園や町並みなど、先人がたゆまぬ努力によって、受け継いできた景観にも恵まれています。

次の世代に誇りを持って、このすばらしい県土を引き継ぐためには、今に生きる私たち一人一人が、青森の景観の良さを見つめ直し、これを守り、また、利便性や開発との調和を図りながら、新たに優れた景観を創り上げていくよう努力していくことが大切です。

このような考え方のもと、県民が心を合わせ、青森らしい、優れた景観を守り、育て、創り上げていくため、平成8年に青森県景観条例が制定されました。

●基本目標

「青森県景観形成基本方針」では、次に掲げる基本目標を定めています。

- 1.青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成
- 2.快適で活力に満ちた景観の形成
- 3.人にやさしい景観の形成

●景観形成に関する施策

県民にゆとりと潤いをもたらす優れた環境を有する国土の実現を図るため、様々な取組を行っています。

■景観の日

県民及び事業者の間に広く県土の景観形成についての関心と理解を深めるとともに、積極的に県土の景観形成に関する活動を行う意欲を高めるため、6月1日を景観の日として定めています。

■大規模行為届出制度

大規模な建築物の建築などの行為は周囲の景観に大きな影響を与えるため、これらの行為に関する景観形成の基準（大規模行為景観形成基準）を定めています。

一定の規模を超える行為について事前届出制とし、この基準に適合しているか審査し、必要な場合には指導を行います。

■公共事業における景観形成

県などが行う道路、橋、学校や官庁などをつくる公共事業は、景観に大きな影響を与えるため、これらの公共事業についての景観形成の基準（公共事業景観形成基準）を定めています。

■援助及び啓発

景観の日を中心とする普及啓発

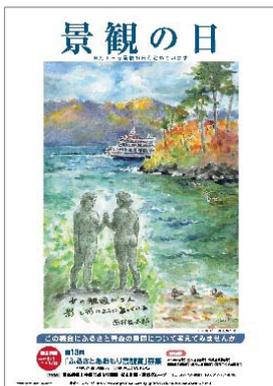
一般県民、事業者、市町村等への重点的な普及啓発を図るため、「景観フォーラム」を開催しています。また、積極的な景観形成に関する活動を推奨するため、「ふるさとあおり景観賞」の表彰を行っています。

ふるさと眺望点

県土の優れた景観を眺望できる地点をふるさと眺望点として指定し、県民に広く利用されるよう紹介しています。

景観アドバイザー

建築、土木デザイン、緑化、色彩などの専門家を派遣して、県民、事業者の皆さんや市町村の景観づくりを支援しています。現在、アドバイザーは7名です。



景観フォーラムポスター



ふるさと眺望点/弘前市(大森勝山遺跡)



ふるさと眺望点/鶴田町(富士見湖)

### ③青森県屋外広告物条例

#### ●屋外広告物規制の意義

まちに出ると、はり紙やはり札のよう簡易なものから、広告塔、ネオンサインのようなものまで、様々な屋外広告物に出会います。

これらの屋外広告物は、私たちに様々な情報を提供してくれたり、まちを活気づけてくれたりしますが、管理が適正に行われないと景観を損ねたり、落下や倒壊などによる安全上の問題が生じることがあります。

このため県では、屋外広告物法に基づく「青森県屋外広告物条例」により、屋外広告物の表示や設置について必要な規制を行い、安全で潤いのある暮らしやすいまちづくりに努めています。

#### 屋外広告物とは…

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、広告板、広告塔、立看板、のぼり旗、アドバルーンなどをいいます。

#### ●規制の概要

##### 禁 止 地 域

良好な景観又は風致を維持する必要性が高い地域・場所などで国定公園・自然公園、主要な道路や鉄道の沿道・沿線、公共施設などでは、原則として屋外広告物の表示等ができません。

##### 禁 止 物 件

良好な景観の形成又は風致の維持の観点から、橋、トンネル、街路樹、信号機、郵便ポスト、送電塔、ガスタンクなどの物件には、地域に関係なく、原則として屋外広告物の表示等ができません。

##### 許 可 地 域

良好な景観の形成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止の観点から、禁止地域を除く指定された幹線道路の区間や都市計画区域などでは、屋外広告物の表示等に際し、知事の許可を得ることが必要です。

##### 適 用 除 外

公職選挙法による選挙運動のための屋外広告物や、公共性の高い屋外広告物、自家用の屋外広告物など経済活動や社会生活上最低限必要な屋外広告物などについては、禁止地域・物件、許可地域の規定の適用が除外されることがあります。

##### 違 反 に 対 する 措 置

条例に違反して屋外広告物が表示等された場合は、広告主や設置者に対して、それを是正するため必要な措置を命ずることができます。また、はり紙や立看板などの簡易な広告物で、一定の要件を満たす場合は、除却措置を行うことがあります。

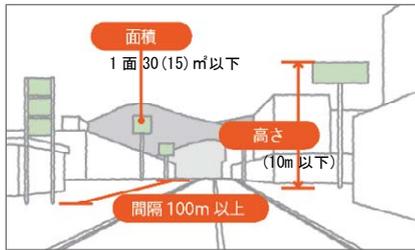
#### ●屋外広告物の登録

県内で（青森市及び八戸市の区域を除く）屋外広告物業を営もうとする場合は、県内に営業所があるかどうかにかかわらず、県に登録をしなければなりません。この場合、営業所ごとに、業務主任者を置くことが義務付けられています。

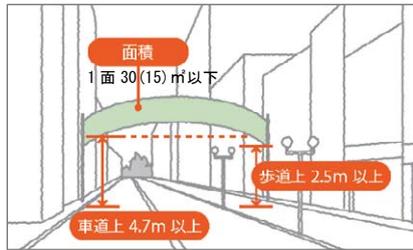
なお、青森市内又は八戸市内で営業を行う場合には、青森市又は八戸市への登録が必要です。

●許可の申請

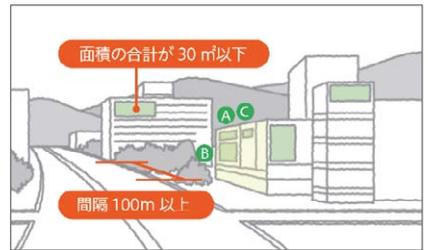
屋外広告物の表示等の許可を得るには、表示等をしようとする地域の市町村に申請しなければなりません。屋外広告物の種類等により、許可をするための基準が定められており、図解すると下図のとおりとなります。



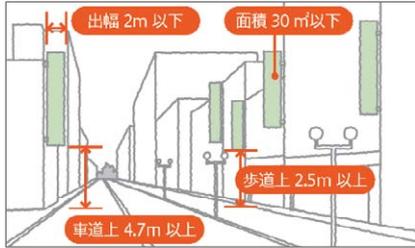
広告板・広告塔



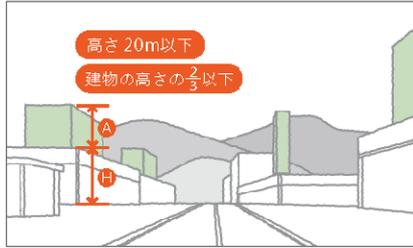
アーチ



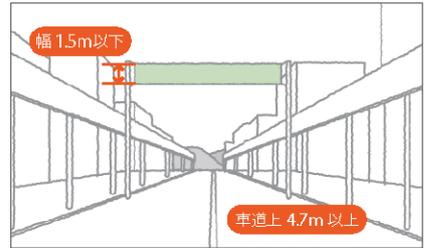
壁面利用広告



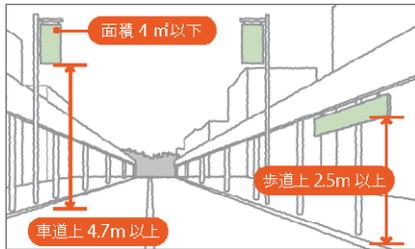
そで看板



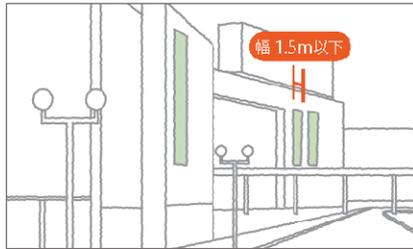
屋上広告物



横断幕



下げ看板



垂れ幕

※( )内は特定地域の数値。  
 ※これらは代表的な規制内容です。  
 この他の規制や許可不要のものもありますので、詳細は市町村に相談してください。

●景観に配慮した取組の効果

景観は、屋外広告物をはじめとして、様々な要素から構成されています。景観全体に与える影響の大きい屋外広告物の表示等の制限を中心に電柱の地中化や建築物の形態意匠の誘導など、景観に配慮した総合的な取組を行うことで、良好な景観を形成することが出来ます。

青森市の例（青森空港正面）



青森空港正面玄関前の屋外広告物



良好な景観を形成するために撤去指導を実施

景観・屋外広告物  
 のお問い合わせ

- 青森県 県土整備部 都市計画課 都市計画・景観グループ 017-734-9681(景観・屋外広告物共通)
- 各市町村景観担当課(景観)
- 各市町村屋外広告物担当課(屋外広告物)

## 5-2 県民協働・啓発

### ◎あおもりまち育て人

県民に都市計画に関する知識を習得してもらうとともに、都市計画行政に参画し、将来の地域のまちづくりを担う人材として「あおもりまち育て人」の育成を平成 18 年度より行っています。平成 19 年度までに 35 名の方を任命しました。また、平成 21 年度～平成 23 年度には弘前大学教育学部北原副学部長（当時）を講師とした「あおもりまち育て人勉強会」を開催し、43 名の方を任命しました。

開催した取り組み状況は下記のとおりです。

#### 取り組み状況

##### ①黒石市（平成 21 年度）

黒石市都市計画マスタープラン策定に向けて、地区の特性を活かした地域住民参加によるワークショップに参加している 24 名を対象に、ワークショップとタイアップした「あおもりまち育て人勉強会」を開催し 7 名を任命しました。



##### ②藤崎町（平成 22 年度）

藤崎町まちづくり町民会議に参加した 19 名を対象に、「あおもりまち育て人勉強会」を開催し、15 名を任命しました。



##### ③十和田市（平成 22 年度）

十和田市民を対象に、「あおもりまち育て人勉強会」を開催し、12 名を任命しました。



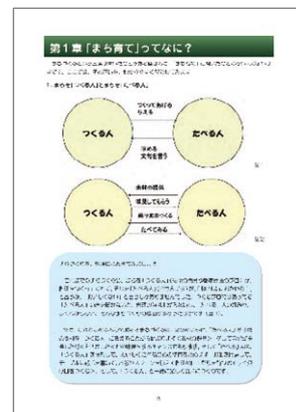
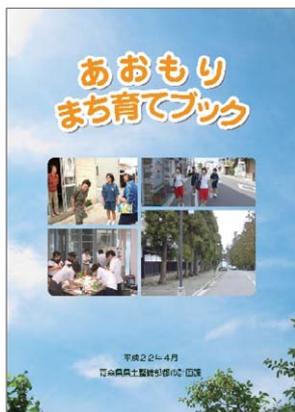
#### ④五所川原市（平成 23 年度）

五所川原市民を対象に、「あおもりまち育て人勉強会」を開催し、9 名を任命しました。



#### ◎あおもりまち育てブック作成（平成 22 年度）

子ども達にもわかるようにまちづくりの仕組みを解説し、「まち育て」の楽しさを共有できる「あおもりまち育てブック」を作成しました。



#### ◎黒石街なか《通り再生》プログラム勉強会（平成 23 年度）

商店街を再生するための手法として「メインストリートプログラム」があります。このプログラムは、1970 年代からアメリカで行われており、約 2,000 ストリートで実施しそのうち約 8 割のストリート組織が歴史再生を根底においた活動を継続しています。アメリカで行われる手法を活用し、黒石版「街なか《通り再生》プログラム」を開催し、地域の人々が思い描く「目指す街の姿」や組織立ち上げの準備等についての勉強会を実施しました。

勉強会は、弘前大学教育学部北原副学部長（当時）と社団法人日本メインストリートセンター内藤副会長をコーディネーターとしています。



## ◎あおもりまち育て人連絡会

任命したまち育て人のまちづくり活動状況、まち育て人同士に意見交換・先進事例の講義・行政からの情報提供等についての連絡会を開催しています。また、平成24年度からは連絡会開催に代えて、まち育て人・景観人の方々に対し、県の取り組みや国からのまちづくり等に関する情報などを提供する「まち育て人・景観人通信」を作成し送付しています。

### 開催状況

#### ■まち育て人講座（講師：弘前大学教育学部北原副学部長（当時））



#### ■まち育てスキルアップ研修（講師：県都市計画課）



#### ■まちづくり事例紹介「こみせ通り（松の湯）」とこみせ視察



#### ■意見交換会



## ◎むつ市「中学生まちなかワークショップ」(平成21年度)

若い世代の人々にまちづくりの意識や仕組み、参加の必要性を学び、まちづくりを身近に体験してもらうことで、地域に誇りと愛着を持ち、未来のまちづくりに欠かせない若き担い手として、必要な視点や考え方を養うために「中学生まちなかワークショップ」をむつ市で開催しました。

参加校：田名部中学校・むつ中学校・大平中学校・大湊中学校

講師：弘前大学教育学部北原副学部長（当時）



## ◎景観学習教室

これからの青森県を担う子どもたちの景観に対する関心と良好な景観形成への意識を育むことを目的に、景観アドバイザーなど景観の専門家を講師として小学校へ派遣し、3年生から6年生の児童を対象に景観に対する授業を行う景観学習教室を平成14年度から実施しています。現在では延べ167校児童6,518名が参加しています。

令和3年度実施校

南部町剣吉小学校（講師：月館敏栄氏）

### ■教室の内容

見え方の不思議について説明しています



自分が気になる写真をグループ内で発表しています



神社にはどんなものがあるかな？



こんなところに祠があるよ！



自分が気になる写真をクラスのみんなに発表しています



剣吉の街並みを表現しています

### 子どもたちからの感想

- ・自然の景色は、自然の力だけではみんなの撮った写真のように美しくはならない。自然のために人が努力することも大切である。
- ・剣吉の歴史の事も考えながら生活していきたいです。
- ・わたしは、きれいな夕日を感じることができるような大人になりたいです。
- ・「気づく」「感動」という言葉を大切にしたい。

## ◎子ども景観探偵団フォーラム（平成 25 年度）

心の醸成期にある子どもたちに対して、ふるさとに愛着と誇りを感じられる場を提供し、これからの青森県を担う人材を育成することを目的として、県内からモデル校 4 校を選出し県景観アドバイザーを講師とした出前授業を 3 回程度実施した後、全校が一同に会するフォーラムを実施しました。

### 参加校

黒石市黒石東小学校（講師：北原啓司氏）、 鱒ヶ沢町西海小学校（講師：沼田実氏）、  
五所川原市市浦小学校（講師：河村信治氏）、 平川市松崎小学校（講師：月館敏栄氏）

### ■黒石東小学校の実施状況

#### 景観に関する授業

講師の北原先生より、景観について授業が行われました。



#### まち歩き

学校周辺を観察し、見つけた景観を写真に撮りました。



#### まち歩きのまとめ

まち歩きで見つけた景観をグループごとにまとめ発表しました。



景観に関する授業

講師の沼田先生より、景観について授業が行われました。



まち歩き

学校周辺を観察し、見つけた景観を写真に撮りました。

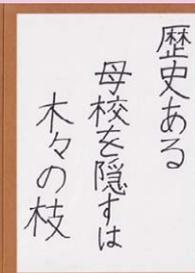
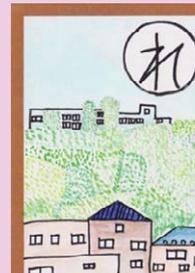
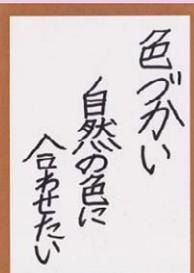


まち歩きのまとめ

まち歩きで見つけた景観をグループごとにまとめ発表しました。



まち歩きで見つけた景観をカルタにしました。



### 景観に関する授業

講師の河村先生より、景観について授業が行われました。



### まち歩き

学校周辺を観察し、見つけた景観を写真に撮りました。



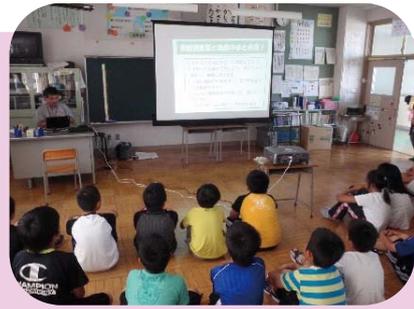
### まち歩きのまとめ

まち歩きで見つけた景観をグループごとにまとめ発表しました。



### 景観に関する授業

講師の月舘先生より、景観について授業が行われました。



### まち歩き

学校周辺を観察し、見つけた景観を写真に撮りました。



### まち歩きのまとめ

授業参観でまとめ作業を行いました。



## ■フォーラム【平成 25 年 1 1 月 6 日】

各学校で行った授業の総まとめとして発表を行う子ども探偵団フォーラムを開催しました。

### フォーラムのようす

知事が挨拶してくれました。



元気に発表してくれました。



### 景観マップ

学校で作成した景観マップも展示しました。



## 青森県の都市計画窓口

担当課名	電話番号	FAX 番号
都市計画課	017-734-9681	017-734-8196

## 市町村の都市計画窓口

市町村名	担当課名	電話番号	FAX 番号
青森市	都市政策課	017-752-7977	017-752-9011
弘前市	都市計画課	0172-35-1134	0172-35-3765
八戸市	都市政策課	0178-43-9420	0178-41-2302
黒石市	都市建築課	0172-52-2111	0172-52-4990
五所川原市	都市・交通課	0173-35-2111	0173-35-3617
十和田市	都市整備建築課	0176-51-6735	0176-21-3533
三沢市	都市整備課	0176-53-5111	0176-53-9900
むつ市	都市計画課	0175-22-1111	0175-22-9718
つがる市	建築住宅課	0173-42-2648	0173-42-9522
平川市	建設課	0172-44-1111	0172-43-5005
平内町	地域整備課	017-755-2116	017-755-5845
外ヶ浜町	建設課	0174-31-1226	0174-31-1216
鱒ヶ沢町	建設管財課	0173-72-2111	0173-72-2374
藤崎町	建設課	0172-88-8285	0172-75-2515
大鰐町	建設課	0172-55-6594	0172-47-5000
田舎館村	建設課	0172-58-2111	0172-58-4751
板柳町	地域整備課	0172-73-2111	0172-73-2120
鶴田町	建設整備課	0173-22-2111	0173-22-6007
野辺地町	建設水道課	0175-64-2111	0175-64-7510
七戸町	建設課	0176-62-6244	0176-62-6245
六戸町	企画財政課	0176-55-4583	0176-55-3112
東北町	企画課	0176-56-3111	0176-56-3110
六ヶ所村	政策推進課	0175-72-8136	0175-72-2743
おいらせ町	地域整備課	0178-56-4702	0178-56-4264
三戸町	建設課	0179-20-1154	0179-20-1112
五戸町	都市計画課	0178-62-7962	0178-62-2215
南部町	建設課	0178-38-5966	0178-38-5976
階上町	建設課	0178-88-2120	0178-88-2117

※令和 3 年 10 月 1 日現在の内容です。以後、変更がある場合があります。

## 青森県の都市計画

平成 13 年 3 月 30 日 初版発行  
 平成 13 年 5 月 23 日 改訂第 2 版発行  
 平成 14 年 1 月 26 日 改訂第 3 版発行  
 平成 15 年 4 月 1 日 改訂第 4 版発行  
 平成 17 年 11 月 1 日 改定第 5 版発行  
 平成 20 年 8 月 30 日 改訂第 6 版発行  
 平成 26 年 3 月 11 日 改訂第 7 版発行  
 令和 4 年 3 月 11 日 改訂第 8 版発行

■編集・発行 青森県県土整備部都市計画課

〒030-8570 青森市長島 1 丁目 1 番 1 号 TEL: 017-734-9681 FAX: 017-734-8196  
 ホームページ: <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/toshikei/index.html>

# 青森県のシンボル



## 県旗「県章」

青森県の地形を図案化したものです。白地は無限に広がる宇宙世界を、県章の深緑色は躍進発展してやまない希望と未来を表しています。

(昭和 36 年制定)

県の花「りんごの花」  
全国第1位の生産量を誇る果実とともにりんごの花は、県民生活と切り離せないものとなっています。

(昭和 46 年制定)



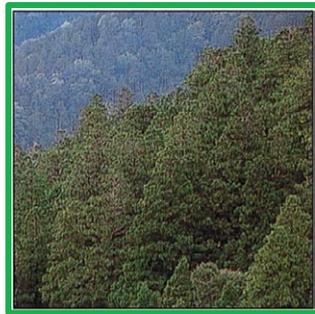
県民鳥「ハクチョウ」  
白鳥は、北国に冬を告げる代表的な鳥として、県民に親しまれています。

(昭和 39 年制定)



県の木「ヒバ」  
県名の『青森』という名もヒバの「青々とした森がつらなっているところ」からとったものとされています。

(昭和 41 年制定)



県の魚「ひらめ」  
本県ではつくり育てる漁業を進めています。ひらめはそれを代表する魚です。

(昭和 62 年制定)



# 景観の日

6月1日を景観の日と定めています



水蓮の祭り(弘明寺) 張山田鶴子 画

この機会にふるさと青森の景観について考えてみませんか